

大阪府指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業
補助金交付要綱

（目的）

第1条 府は、厚生労働省が実施する指定難病データベース等における臨床調査個人票のオンライン化に向け、同データベースへの登録を行うためにシステム環境整備等を行う者に対して、予算の定めるところにより、大阪府指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条の規定により、知事が定める医師（以下「指定医」という。）の勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「指定医の勤務する医療機関」という。）のうち、知事が適当と認めるものとする。

（補助対象及び補助額）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、下表に定める基準により算出した額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関あたり 100,000円	臨床調査個人票のオンライン登録に向けた指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備で知事が必要と認めた経費とする。	2分の1

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第4条第1項による申請書（様式第1号）は、知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
- (3) 口座振替依頼書（様式第4号）
- (4) 見積書
- (5) カタログ等仕様のわかる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした者に交付決定

通知書により通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、第13条に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業者に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、(様式第5号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支部、一支部等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費20%以内の変更とする。
- 3 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、変更交付申請書(様式第6号)に関連書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

(補助申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の確定後交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付して、補助金の交付の決定に係る府の会計年度の翌年度の4月30日まで(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日の翌日から起算して30日以内)に行わなければならない。

(検査等)

第10条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 知事は、前々条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

(取得財産の処分制限)

第13条 規則第19条ただし書き並びに同条第4号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月13日から施行する。